

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

高濃度エタノール製品に係る酒税の取扱いについて（情報提供）

新型コロナウイルス感染症対応に伴う高濃度エタノール製品の使用に関しては、国税庁から酒類製造者等に対して、消防法令を遵守し各消防本部に相談を行うこと等を求めている旨、「新型コロナウイルス感染症対応に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和 2 年 4 月 13 日付け事務連絡）等によりお知らせしているところです。

今般、国税庁において、高濃度エタノールに該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものは酒税が課されないこととされており、その際に各消防本部への相談があることも想定されますので、情報提供いたします。（別添）。

各消防本部におかれては、これまでも酒類製造者等からの相談に対応いただいているところですが、引き続き安全を確保しつつ、迅速かつ弾力的な消防法令の運用に配慮いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：齋藤、鈴木、勝本、平野、羽田野

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 「高濃度エタノール製品」に係る酒税の取扱い について

「手指消毒用エタノール」の需給が逼迫している状況を改善するため、厚生労働省から、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、使用者の責任において、「高濃度エタノール製品」を「手指消毒用エタノール」の代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されているところです（別添1参照）。

これに関連して、以下のとおりの取扱いとしました（別添2参照）。

【ポイント】

5月1日以降出荷する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものを酒税法上の不可飲処置が施されたものとして承認する（＝酒類でなくなる）。

⇒ 酒税は課されない。

主な承認要件

- 厚生労働省が定める取扱いに従って、手指消毒用エタノールの代替品として使用されるものであること
- 製造・販売に関して、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に相談し、その指示・指導等に従うこと
- 容器に「飲用不可」の表示や、販売先を管理するための番号等の表示を付すこと

※ 厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限る。

※ 詰め替えや表示の書き替え等により酒類等として転売する行為等は、酒税法違反（無免許製造・販売等）に該当し、刑事罰の適用対象となる。

参考資料

【酒税及び消費税抜き価格が900円、アルコール分が80%の場合】



ラベルイメージ

△△酒造
高濃度アルコール80

品目：スピリッツ

500ml 1,430円(消費税込)

内 酒税額 400円

不可飲処置



ラベルイメージ

△△酒造
高濃度アルコール80

飲用不可

手指消毒用エタノールの代替品

014080002340101(管理番号)

500ml 990円(消費税込)

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 22 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について
(改定 (その 2))

手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」（令和 2 年 3 月 23 日付け及び同年 4 月 10 日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）において、その取扱いを周知したところですが、新型コロナウイルスに対し、60vol%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられるとの報告等があることを踏まえ、当該事務連絡を改定し、下記のように取り扱うこととしたので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意いただくようお願いいたします。

記

1. 手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと。

2. 医療機関等において高濃度エタノール製品を手指消毒に用いる際は、使用者の責任において使用すること。

使用に当たり、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。また、引火しやすいため火気の近くで使用しない等、取扱いに留意すること。

また、高濃度エタノール製品の入手に当たっては、

- (1) アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者
- (2) アルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度エタノール製品を製造する既存の事業者
- (3) 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）に規定する酒類製造者又は酒類販売者のいずれかから購入し、当該製品が以下の（ア）及び（イ）の要件を満たすことを当該事業者を確認すること。
 - (ア) エタノール濃度が原則 70～83vol%の範囲内であること（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。なお、新型コロナウイルスに対して、60vol%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告等があることを踏まえ、70vol%以上のエタノールが入手困難な場合には、手指消毒用として、60%台のエタノールを使用しても差し支えないこと。）。
 - (イ) 含有成分に、メタノールが含まれないものであること。

3. 代替として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けないこと。

なお、高濃度エタノール製品（60vol%以上）を販売する事業者は、以下のような内容を製品の表示や広告等に記載して差し支え無いこと。

- ・ 本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。

以上

令和2年5月1日
国税庁酒税課

「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を製造している 酒類製造者の方へ

酒類製造者が製造する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものを酒税法上の「不可飲処置」が施されたものとして承認する取扱いを開始することとしました。

これにより、当該承認を受けた「高濃度エタノール製品」は、酒税法上の酒類ではなくなり、酒税は課されないこととなります。

重要

- ▶ この承認は、令和2年5月1日以降に出荷する製品が対象となります
- ▶ 令和2年5月15日までに出荷する製品については、出荷後（事後）の申請も可能とします
- ▶ この資料をよくお読みいただき、手続きを進めてください

対象となる酒類

厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」に該当する酒類

取扱いの概要

酒類製造者が製造する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものについては、不可飲処置が施されたものとして承認し、酒税は課されないこととします。

本件の適用期間

厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り適用します。

なお、厚生労働省が当該取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

他の法令等の遵守

「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、その指示・指導等に従うことを条件とします。

1 手続きの流れ

①

都道府県等の衛生主管部(局)に次の事項を相談し、指示・指導等を受けてください。

- ・ 製造しようとする「高濃度エタノール製品」の仕様(スペック)に関する事項
- ・ 「高濃度エタノール製品」として製品ラベルに表示すべき事項(使用上の注意事項等)
- ・ 当該地域における、特定の医療機関等への出荷要請等の有無
- ・ その他「手指消毒用エタノール」の代替品としての観点からの留意事項等



②

市町村の消防本部に次の事項を相談し、指示・指導等を受けてください。

- ・ 危険物の製造・取扱いに関する遵守事項
- ・ 危険物として製品ラベルに表示すべき事項(保管・取扱い上の注意事項等)
- ・ その他危険物としての観点からの留意事項等



③

製品出荷計画(容器容量、出荷量、出荷先、出荷価格、製品ラベル表示、出荷日)を策定してください。

※ 製品ラベル表示は、P6必要表示事項を考慮して策定してください。



④

酒類製造場が所在する地域を担当する「酒類指導官設置税務署」の「酒類指導官」に、申請を予定している旨及び次の事項の連絡をお願いします。(連絡先は別添資料1を参照)

- ・ 製造者、製造場の情報
- ・ 都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部への相談状況
- ・ 出荷予定日、出荷予定先



※ ①～④は併行して進めることができます。

⑤

この資料4ページの「承認の要件」を全て満たすことを確認してください。

「高濃度エタノール製品に該当する酒類に係る不可飲処置承認申請書」(別添資料2の記載例を参照)を作成してください。

(注意点)

管理番号は、申請書に自ら記載し、申請してください。また、製品ラベルへの表示をお願いします。

管理番号の記載に必要な税務署番号及び当該事業者の製造場の整理番号は、税務署の酒類指導官に確認してください。



⑥

本製品の出荷を予定する日の遅くとも3営業日前までに、酒類製造場を所轄する税務署長宛に申請書を2部提出してください。

(注意点)

できる限り余裕をもって申請を行ってください。

重要

出荷後(事後)に申請する場合は、「承認の要件」について実情に応じて取り扱います。

出荷後(事後)の申請については、この資料7ページをお読みください。

2 承認の要件

承認を受けるには、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 承認を受けようとする製品が、厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」であり、当該取扱いに従い使用者の責任において「手指消毒用エタノール」の代替品として手指消毒に使用されるものであること。
- ② 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造・販売に関して、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、その指示・指導等に従っていること。
- ③ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の容器表示が、この資料6ページの必要表示事項を満たしていること。
製品ラベル（見本でも可。複数貼付する場合は全てのラベル。）について、申請書と共に提出すること。
- ④ 自治体等から、手指消毒用エタノールが不足しているとして特定の医療機関等への提供要請等がある場合は、優先して応じること。また、医療機関等から提供要請がある場合等、地域の実情を踏まえ、必要性の高い施設等に優先的に提供すること。
- ⑤ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造者が、承認に際して次の事項の誓約を行うこと。
 - 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、厚生労働省が定める取扱いに従い、製造・販売すること。
 - 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、製造業者は製造物責任法上の製造物責任を負うことを認識していること。
 - 出荷先に対して、次の事項の遵守を徹底させること。
 - ・ 厚生労働省が定める「高濃度エタノール製品」の使用に係る取扱いに従うこと。
 - ・ やむを得ない場合に限り、使用者の責任において手指消毒に使用すること。

- 使用、保管及び取扱い上の注意事項を遵守すること。
- 手指消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用し、決して飲用しないこと。
- 詰め替えや表示の書き替え等により酒類等として転売等しないこと。（酒税法違反として刑事罰の対象となること。）

⑥ この承認の要件に違反する事実が認められた場合には、以後の本件承認を受けることができないことに同意すること。

3 承認の範囲

出荷先が複数ある場合でも、次の場合には、1回の承認手続きにより承認を受けることができます。

- 同一の品質の酒類（酒類の品目、原料、製法、アルコール度数、容器の表示及び容器の容量が同一の場合に限ります。）
- 出荷先、出荷日及び出荷数量が明らかであるもの。
 - ※ 出荷日が複数日に渡る場合は、出荷開始日から出荷終了日（最大1週間の期間に限る。）が明らかであるもの。
 - ※ 消費者へ販売する場合は、販売する場所の所在地及び名称等、出荷日及び出荷数量が明らかであるもの。

（注） 承認を受けた後、やむを得ない事情により、承認を受けた総量と実際に出荷した総量が異なることとなった場合は、当該事実が判明した後速やかに「高濃度エタノール製品に関する不可飲処置変更報告書」（様式2）（別添資料3の記載例を参照）により税務署長宛に報告してください。

報告が行われなかった場合には、承認をしたもの以外の酒類を移出したものとして課税する可能性があります。

4 必要表示事項

承認を受けようとする酒類には、次の表示を行ってください。
 (別添資料4 表示例を参照)

表示事項	表示方法等
「飲用不可」の表示	容器の主たる商標を表示する側の胸部に、次の大きさの黒地の中に白文字で明瞭に記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ℓ 以下の容器 50mm 以上×15mm 以上(縦横問わず) ・ 1 ℓ 超の容器 80mm 以上×25mm 以上(縦横問わず)
「高濃度エタノール製品」の表示	容器に次の文字の大きさと記載すること
「飲用することはできません」の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ℓ 以下の容器 14ポイント以上の大きさ ・ 1 ℓ 超の容器 16ポイント以上の大きさ
承認通知書に記載した管理番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器に14ポイント以上の文字の大きさと明瞭に記載すること ・ 管理番号の途中で改行や空白の挿入をせず、一列で記載すること
製造者の氏名又は名称	容器の任意の場所に表示する
製造場の所在地	
内容量	
アルコール分	
原材料	可能な限り表示する
使用・保管・取扱いに関して表示が必要な事項	都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に相談し、指示・指導等に従って表示する

5 本件取扱いの適用期間

本件は、厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り適用します。

なお、厚生労働省が当該取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

6 出荷後に申請する場合の取扱い

不可飲処置の承認は、出荷するまでの事前手続により行われることが前提ですが、酒類製造者の準備期間等も考慮し、やむを得ない場合には次のとおり運用します。

- 5月1日から5月15日までに出荷するものについては、やむを得ない場合、出荷後の申請によっても承認を受けることができることとします。

この場合、5月末日までに申請を行ってください。

- 事後の申請により承認を受ける場合であっても、2の承認の要件のうち、③について対応が困難な場合には、出荷先に対し、必要表示事項を確実に周知するとともに、出荷先から使用者等にも周知するよう依頼してください。

また、2の承認の要件④における出荷先に対する注意事項の徹底を確実に行ってください。（別添資料5を参考にしてください。）

※ この取扱いが徹底されない場合、本件承認を行わない可能性があります。

7 留意事項

記帳義務

- 1 当該承認を受けるまでは酒類であることから、その原料及び製法については通常の酒類と同様に確実に記帳してください。
- 2 当該承認を受けた製品を出荷する場合は、次の項目について記帳してください。
 - 出荷年月日
 - 「高濃度エタノール製品」である旨及び管理番号
 - 出荷先の所在地及び名称

その他の留意事項

- 1 この承認の要件に違反する事実が認められた場合には、以後の本件承認は行いません。
- 2 出荷先等において、詰め替えや表示の書き替え等により酒類等として転売した場合等は、酒税法違反（無免許製造・無免許販売等）となります。さらに、当該行為を酒類事業者が行った場合は、免許を取り消す可能性があります。
（酒税法違反の罰則）
 - 無免許製造（10年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
 - 無免許販売（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 3 当該承認を受けた製品の販売に当たっては、厚生労働省が、一般家庭における「高濃度エタノール製品」の使用は原則として推奨しない（石鹸による手洗いを推奨する。）としていることに留意してください。
- 4 この「その他の留意事項」については、出荷先（インターネット等での販売も含む。）にも周知してください。（別添資料5を参考にしてください。）

【酒類指導官設置税務署】

【札幌国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
札幌北	札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河	001-0031	札幌市北区北31条西7丁目3番1号	011-707-5111
函館	八雲、江差	040-0014	函館市中島町37番1号	0138-31-3171
旭川中	旭川東、北見、網走、留萌、稚内、紋別、名寄、滝川、深川、富良野	078-8504	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-90-1451
釧路	帯広、根室、十勝池田	085-8515	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-31-5100

【仙台国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
青森	弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	030-0861	青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎	017-776-4241
盛岡	宮古、花巻、久慈、二戸	020-8677	盛岡市本町通3丁目8番37号	019-622-6141
一関	大船渡、水沢、釜石	021-0877	一関市城内3番2号 一関合同庁舎	0191-23-4205
仙台北	仙台中、仙台南、石巻、塩釜、大河原	980-8402	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	022-222-8121
古川	気仙沼、築館、佐沼	989-6185	大崎市古川旭6丁目2番15号	0229-22-1711
秋田南	秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	010-8622	秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121
山形	米沢、新庄、寒河江、村山、長井	990-8606	山形市大手町1番23号	023-622-1611
鶴岡	酒田	997-0033	鶴岡市泉町5番70号	0235-22-1401
福島	相馬、二本松	960-8620	福島市森合町16番6号	024-534-3121
会津若松	喜多方、田島	965-8686	会津若松市城前1番82号	0242-27-4311
郡山	いわき、白河、須賀川	963-8655	郡山市堂前町20番11号	024-932-2041

【関東信越国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
水戸	日立、土浦、古河、下館、竜ヶ崎、太田、潮来	310-8666	水戸市北見町1番17号	029-231-4211
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和2丁目1番7号	028-621-2151
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-224-4371
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町41番地	048-521-2905
浦和	川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-5400
新潟	新津、巻、新発田、村上、佐渡	951-8685	新潟市中央区西大畑町5191番地	025-229-2151
長岡	三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田	940-8654	長岡市千歳1丁目3番88号 長岡地方合同庁舎	0258-35-2070
長野	上田、信濃中野、佐久	380-8612	長野市西後町608番地の2	026-234-0111
松本	飯田、諏訪、伊那、大町、木曾	390-8710	松本市城西2丁目1番20号	0263-32-2790

【東京国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
千葉東	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原	260-8577	千葉市中央区祐光1丁目1番1号	043-225-6811
松戸	市川、船橋、柏	271-8533	松戸市小根本53番地の3	047-363-1171
成田	銚子、佐原、東金	286-8501	成田市加良部1丁目15番地	0476-28-5151
神田	麹町、日本橋、京橋、四谷、新宿、小石川、本郷、中野、杉並、荻窪	101-8464	千代田区神田錦町3-3	03-4574-5596
品川	芝、麻布、荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷	108-8622	港区高輪3丁目13番22号	03-3443-4171
浅草	東京上野、本所、向島、江東西、江東東、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南	111-8602	台東区蔵前2丁目8番12号	03-3862-7111
豊島	王子、荒川、板橋、練馬東、練馬西	171-8521	豊島区西池袋3丁目33番22号	03-3984-2171
立川	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	190-8565	立川市緑町4番地の2 立川地方合同庁舎	042-523-1181
横浜中	保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉	231-8550	横浜市中区山下町37番地9号 横浜地方合同庁舎	045-651-1321
川崎北	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西	213-8503	川崎市高津区久本2丁目4番3号	044-852-3221
厚木	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和	243-8577	厚木市水引1丁目10番7号	046-221-3261
甲府	山梨、大月、鯉沢	400-8584	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎	055-254-6105

【金沢国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
富山	高岡、魚津、砺波	930-8530	富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎	076-432-4191
金沢	七尾、小松、輪島、松任	920-8505	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221
福井	敦賀、武生、小浜、大野、三国	910-8566	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-23-2690

【名古屋国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜北	岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川	500-8711	岐阜市千石町1丁目4番地	058-262-6131
静岡	清水、沼津、熱海、三島、島田、富士、藤枝、下田	420-8606	静岡市葵区追手町10番88号	054-252-8111
浜松西	浜松東、磐田、掛川	430-8585	浜松市中区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎	053-555-7111
名古屋中村	名古屋西、中川、一宮、半田、津島	453-8686	名古屋市中村区太閤3丁目4番1号	052-451-1441
名古屋中	千種、名古屋東、名古屋北、昭和、尾張瀬戸、小牧	460-8522	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131
熱田	豊橋、岡崎、刈谷、豊田、西尾、新城	456-8711	名古屋市熱田区花表町7番17号	052-881-1541
津	四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	514-8545	津市桜橋2丁目99番地	059-228-3131

【大阪国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大津	彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津	520-8510	大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎	077-524-1111
上京	左京、中京、東山、下京、右京、園部	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171
伏見	宇治	612-0084	京都市伏見区鍵屋町	075-641-5111
福知山	舞鶴、宮津、峰山、豊岡、和田山、柏原	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121
東	大阪福島、西淀川、東成、旭、城東、東淀川、北、大淀、枚方、門真	540-8557	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6942-1101
南	西、港、天王寺、浪速、生野、阿倍野、住吉、東住吉、西成	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881
堺	岸和田、泉大津、泉佐野	590-8550	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	072-238-5551
茨木	豊能、吹田	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	072-623-1131
東大阪	八尾、富田林	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	06-6724-0001
神戸	兵庫、長田、須磨、洲本	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号	078-391-7161
姫路	相生、龍野	670-8543	姫路市北条1丁目250番地	079-282-1135
明石	加古川、西脇、三木、社	673-8555	明石市田町1丁目12番1号	078-921-2261
西宮	灘、尼崎、芦屋、伊丹	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930
奈良	葛城、桜井、吉野	630-8567	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201
和歌山	海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	640-8520	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-424-2131

【広島国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	690-8505	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東	岡山西、西大寺、瀬戸、児島、倉敷、玉島、津山、玉野、笠岡、高梁、新見、久世	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086-225-3141
広島東	広島南、広島西、広島北、呉、三次、庄原、廿日市、海田、吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀3番19号	082-227-1155
西条	竹原、三原、尾道、福山、府中	739-8615	東広島市西条昭和町16番8号	082-422-2191
山口	下関、宇部、萩、徳山、防府、岩国、光、長門、柳井、厚狭	753-8509	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1340

【高松国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
徳島	鳴門、阿南、川島、脇町、池田	770-0847	徳島市幸町3丁目54番地	088-622-4131
高松	丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-861-4121
松山	今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-941-9121
高知	安芸、南国、須崎、中村、伊野	780-0061	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123

【福岡国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
小倉	門司、若松、八幡、行橋	803-8602	北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331
博多	香椎、福岡、西福岡、直方、 飯塚、田川、筑紫、 壱岐、厳原	812-8706	福岡市東区馬出1丁目8番1号	092-641-8131
久留米	大牟田、甘木、八女、大川	830-8688	久留米市諏訪野町2401の10	0942-32-4461
佐賀	唐津、鳥栖、伊万里、武雄	840-8611	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
長崎	佐世保、島原、諫早、福江、 平戸	850-8678	長崎市松が枝町6番26号	095-822-4231

【熊本国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
熊本西	熊本東、八代、人吉、玉名、 天草、山鹿、菊池、宇土、 阿蘇	860-8624	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181
大分	別府、中津、日田、佐伯、 臼杵、竹田、宇佐、三重	870-8616	大分市中島西1丁目1番32号	097-532-4171
宮崎	都城、延岡、日南、小林、 高鍋	880-8666	宮崎市広島1丁目10番1号	0985-29-2151
鹿児島	川内、鹿屋、出水、指宿、 種子島、知覧、伊集院、 加治木、大隅	890-8691	鹿児島市荒田1丁目24番4号	099-255-8111
大島	—	894-8677	奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321

【沖縄国税事務所管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
那覇	宮古島、石垣、北那覇、 名護、沖縄	900-8543	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101

(記載例)

酒 税

高濃度エタノール製品に該当する酒類に係る不可飲処置承認申請書

2 通 提 出	収受印	整理番号	※
	令和○年○月○日	(住所) 〒○○○-○○○○ 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号	(電話) ○○-○○○○局 ○○○○番
	税務署長 殿	申請者	(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名) マルマルシュゾウカブシキガイシャ ○○酒造株式会社 代表取締役 ○○一郎
(法人番号)		税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。 個人の方は、個人番号の記載は不要です。	
<p>厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」について、酒税法第50条第1項第6号に定める不可飲処置の承認を受けたいので、酒税法施行令第56条第4項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
製造場の所在地及び名称	●●県●●市○○町○番○号 ○○酒造株式会社 ○○蔵		
対象酒類等	別紙1～3のとおり		
承認要件等チェック欄			
以下の4つの要件について、適又は不適にチェックをすること。			
① 承認を受けようとする製品が、厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」であり、当該取扱いに従い使用者の責任において「手指消毒用エタノール」の代替品として手指消毒に使用されるものであること。			<input checked="" type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適
② 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造・販売に関して、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、その指示・指導等に従っていること。			<input checked="" type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適
③ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の容器表示(別紙3)が、必要表示事項を満たしていること。			<input checked="" type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適
④ 自治体等から、手指消毒用エタノールが不足しているとして特定の医療機関等への提供要請等がある場合は、優先して応じること。また、医療機関等から提供要請がある場合等は、地域の実情を踏まえ、必要性の高い施設等に優先的に提供すること。			<input checked="" type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適
⑤ 酒類製造者が、承認に際して別紙4の誓約を行っていること。			<input checked="" type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適
⑥ この承認の要件に違反する事実が認められた場合には、以後の本件承認を受けることができないことに同意すること。			<input checked="" type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適
※		第 号 令和 年 月 日	
		税務署長 _____ ㊟	
酒税法第50条第1項の規定により上記の申請のとおり承認します。			
※ 税務署処理欄	番号確認	入力年月日	担当者印

製品出荷計画

● 製品の仕様

容器の形態（材質）	<input checked="" type="checkbox"/> ガラスビン <input type="checkbox"/> 金属缶 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他【 】
内容量	【 500 】mL
アルコール分	【 75.0 】% ※度数未満第2位以下を切り捨て第1位まで記載
酒類の品目	スピリッツ
原材料・製法	別紙2に記載 ※製造方法申告書の添付でも可
出荷価格 （又は小売価格）	【 1,000 】円 ※1単位（本、個）当たりの消費税抜き金額
製品の名称	アルコール△△
製品ラベル表示	別紙3に添付（見本等でも可。複数貼付する場合は全て。）

● 出荷量

製品出荷本数	【 10 】本（個）
出荷総量	【 5,000 】mL

● 出荷先

出荷先の数	【 2 】件
-------	--------

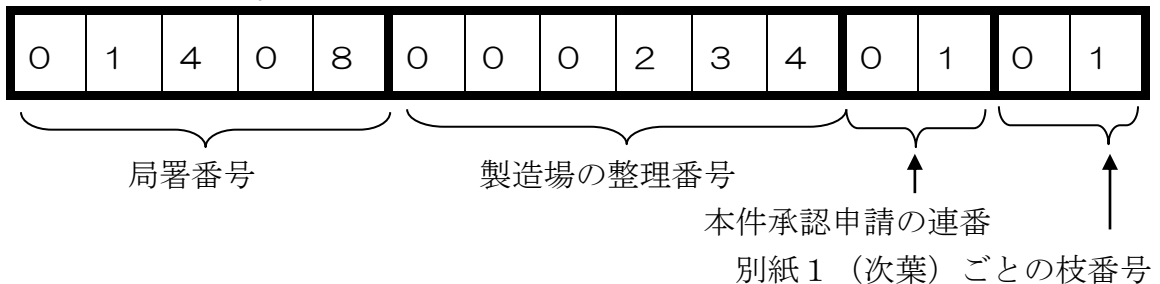
別紙1（次葉）に、出荷先ごとに出荷量及び出荷日を記載する。

- ・ 出荷先が複数である場合は、出荷先分次葉を作成すること。
- ・ 消費者へ販売する場合は、販売する場所の所在地及び名称等（インターネットによる通信販売の場合はWEBアドレス及びWEBサイトの名称）を記載すること。
- ・ 出荷先への出荷日が複数日に渡る場合は、出荷開始日から出荷終了日（最大1週間の期間に限る。）までを記載すること。
- ・ 出荷先ごとに管理番号に枝番号を付し、ラベルに表示すること。

出荷先	<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> その他 出荷先の名称 ●●県●●市△△町○番○号 出荷先の所在地 医療法人□□ △△病院
出荷日	○月○日 又は ——月——日——月——日
出荷量	製品出荷本数 【 5 】 本 (個) 出荷量 【 2,500 】 mL

● 管理番号 (申請者が記載してください)

次の15桁である。



○局署番号や製造場の整理番号

不明の場合は、酒類製造場が所在する地域を担当する税務署の「酒類指導官部門」にお問い合わせください。

○本件承認申請の連番

1件の申請ごと(様式1を作成し税務署に提出するごと。)に、01から順に1を加算して記載する。

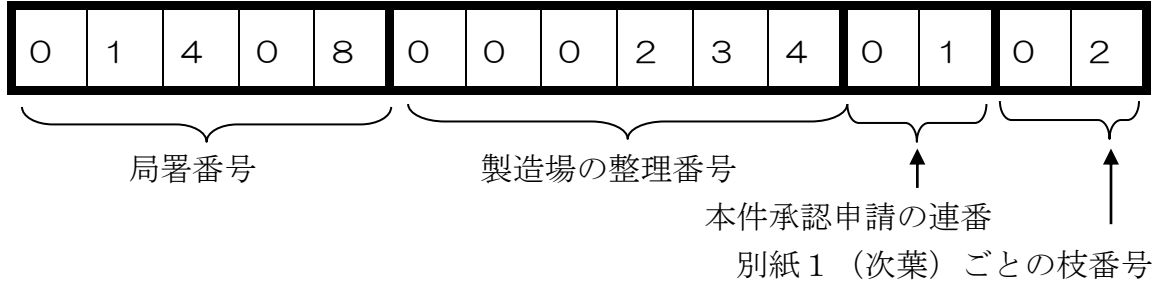
○別紙1 (次葉) ごとの枝番号

出荷先が1か所のみ場合は01を記載する。2か所目以降は別紙1 (次葉) ごとに01から順に1を加算して記載する。

<p>出荷先</p>	<p><input type="checkbox"/> 医療機関 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>出荷先の名称 ●●県●●市□□町○番○号</p> <p>出荷先の所在地 社会福祉法人□□ △△老人ホーム</p>
<p>出荷日</p>	<p>○月○日 又は ——月——日——月——日</p>
<p>出荷量</p>	<p>製品出荷本数 【 5 】本(個) 出荷量 【 2,500 】mL</p>

● 管理番号 (申請者が記載してください)

次の15桁である。



○局署番号や製造場の整理番号

不明の場合は、酒類製造場が所在する地域を担当する税務署の「酒類指導官部門」にお問い合わせください。

○本件承認申請の連番

1件の申請ごと(様式1を作成し税務署に提出するごと。)に、01から順に1を加算して記載する。

○別紙1 (次葉) ごとの枝番号

出荷先が1か所のみ場合は01を記載する。2か所目以降は別紙1 (次葉) ごとに01から順に1を加算して記載する。

原材料・製法

(製造工程、原材料の概要等)

原料用アルコール（1,000ℓ、アルコール分95度、エキス分0度）



← 香料及び水（250ℓ）を加える

スピリッツ（1,250ℓ、アルコール分75度、エキス分0度）

※ 製造方法申告書の添付でも可

製品ラベル表示

〇〇酒造株式会社

火気厳禁

アルコール△△

高濃度エタノール

飲用不可

014080002340101

アルコール△△

飲用することはできません。

【使用・保管上の注意】

.....

.....

本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒用に使用することが可能です。

製造者：〇〇酒造(株)

製造場所在地：●●県●●市〇〇町〇番〇号

内容量：500ml

アルコール分：75度

【原材料】

原料用アルコール、香料

誓約書

次のとおり誓約します。

- 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、厚生労働省が定める取扱いに従い、製造・販売すること。
- 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、製造業者は製造物責任法上の製造物責任を負うことを認識していること。
- 出荷先に対して、次の事項の遵守を徹底させること。
 - ・ 厚生労働省が定める「高濃度エタノール製品」の使用に係る取扱いに従うこと。
 - ・ やむを得ない場合に限り、使用者の責任において手指消毒に使用すること。
 - ・ 使用、保管及び取扱い上の注意事項を遵守すること。
 - ・ 手指消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用し、決して飲用しないこと。
 - ・ 詰め替えや表示の書き替え等により酒類等として転売しないこと。（酒税法違反として刑事罰の対象となること。）

（申請者が個人の場合）

令和 年 月 日

（申請（申出・申告）者の住所）

（氏 名）

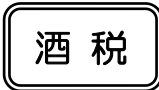
（申請者が法人の場合）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（申請（申出）者の所在地） 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

（名称及び代表者氏名） ○○酒造株式会社 代表取締役 ○○一郎

(記載例)



高濃度エタノール製品に関する不可飲処置変更報告書

収受印		整理番号	※
税務署長 殿	報 告 者	(住所) 〒○○○-○○○ 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号	(電話) ○○-○○○○局 ○○○○番
		(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名) マルマルシュウカブシキガイシャ ○○酒造株式会社 代表取締役 ○○一郎 印	
		(法人番号) <u>税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。</u> 個人の方は、個人番号の記載は不要です。	
「高濃度エタノール製品」に関する不可飲処置の承認を受け出荷した数量等について、下記のとおり変更がありましたので報告します。			
記			
移出製造場の所在地及び名称	●●県●●市○○町○番○号 ○○酒造株式会社 ○○蔵		
承認番号	△△酒第●●号		
承認時の内容	製品出荷本数 【 10 】本(個) 出荷総量 【 5,000】mL		
変更後の内容	製品出荷本数 【 8 】本(個) 出荷総量 【 4,000】mL		
※ 承認を受けた別紙1(次葉)の写し全てを添付し、変更があった出荷先における製品出荷本数及び出荷総量を、赤の2重線で見え消しし、変更後の内容を赤字で記載すること。			
変更が生じた理由	出荷先の△△病院から、出荷直前に本数を5本から3本に減らしてほしいと要請があったため。 なお、他の出荷先への本数に変更はない。		
摘要			

※ 税務署処理欄	番号確認	入力年月日	担当者印
----------	------	-------	------

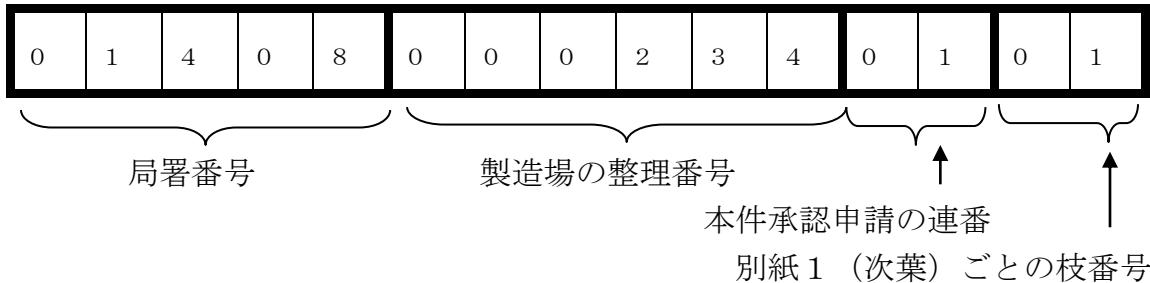
(写)

別紙1 (次葉)

出荷先	<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> その他 出荷先の名称 ●●県●●市△△町○番○号 出荷先の所在地 医療法人□□ △△病院
出荷日	○月○日 又は ——月——日——月——日
出荷量	製品出荷本数 【 5 3 】 本 (個) 出荷量 【 2,500 】 mL 1,500

● 管理番号 (申請者が記載してください)

次の15桁である。



○局署番号や製造場の整理番号

不明の場合は、酒類製造場が所在する地域を担当する税務署の「酒類指導官部門」にお問い合わせください。

○本件承認申請の連番

1件の申請ごと(様式1を作成し税務署に提出するごと。)に、01から順に1を加算して記載する。

○別紙1 (次葉) ごとの枝番号

出荷先が1か所のみ場合は01を記載する。2か所目以降は別紙1 (次葉) ごとに01から順に1を加算して記載する。

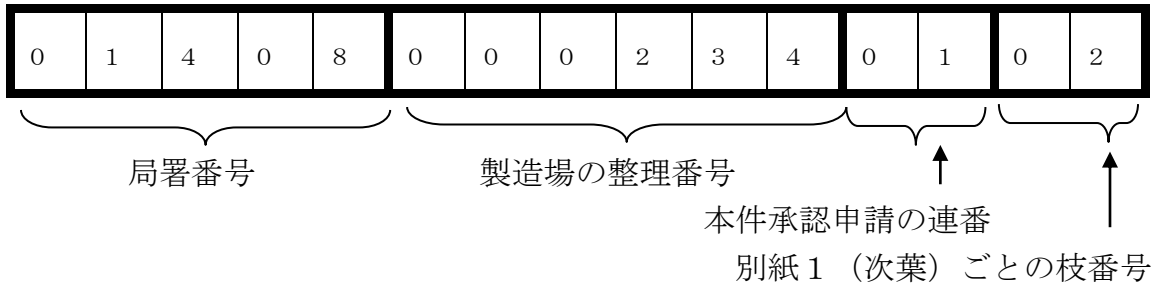
(写)

別紙1 (次葉)

出荷先	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> その他 出荷先の名称 ●●県●●市□□町○番○号 出荷先の所在地 社会福祉法人□□ △△老人ホーム
出荷日	○月○日 又は ——月——日 ~ ——月——日
出荷量	製品出荷本数 【 5 】 本 (個) 出荷量 【 2,500 】 mL

● 管理番号 (申請者が記載してください)

次の15桁である。



○局署番号や製造場の整理番号

不明の場合は、酒類製造場が所在する地域を担当する税務署の「酒類指導官部門」にお問い合わせください。

○本件承認申請の連番

1件の申請ごと(様式1を作成し税務署に提出するごと。)に、01から順に1を加算して記載する。

○別紙1 (次葉) ごとの枝番号

出荷先が1か所のみ場合は01を記載する。2か所目以降は別紙1 (次葉) ごとに01から順に1を加算して記載する。

ラベル表示例イメージ

【①: 主たる商標を表示する側】

火気厳禁

△△酒造
○○○(商品名)
高濃度エタノール製品

飲用不可

014080002340101

市町村の消防本部に相談し、その指示・指導等に従って記載してください。

1ℓ以下の容量の容器については14ポイント以上の大きさ、1ℓ超の容量の容器については16ポイント以上の大きさを記載してください。

黒地の中に白文字で明瞭に記載してください(この表示は、主たる商標を表示する側に行う必要があります。)
なお、容器の容量により必要な黒地の大きさは異なりますので、ご注意ください。

- ・1ℓ以下
50mm以上×15mm以上(縦横問わず)
 - ・1ℓ超
80mm以上×25mm以上(縦横問わず)
- ※「明瞭に」とは、黒字の大きさに見合った文字の大きさ及び書体であることをいいます。

管理番号は、途中で改行や空白を挿入せず、一列で記載してください。
なお、14ポイント以上の大きさを記載してください。

【②: ①以外の側】

<○○○(商品名)>
飲用することはできません。

【使用・保管上の注意】
.....
.....

本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒用に使用することが可能です。

製造者: △△酒造(株)
製造場所在地: ○○県○○市○○町1-2
内容量: 500ml
アルコール分: 75度

【原材料】
原料用アルコール、香料、.....

1ℓ以下の容量の容器については14ポイント以上の大きさ、1ℓ超の容量の容器については16ポイント以上の大きさを記載してください。

使用・保管上の注意事項については、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に相談し、その指示・指導等に従って記載してください。

原材料については、可能な限り記載してください。

出荷先の方へ（周知事項）

この「高濃度エタノール製品」の取扱いに当たっては、以下の点にご留意ください。

- 1 厚生労働省が定める「高濃度エタノール製品」の使用に係る取扱いに従ってください。
- 2 やむを得ない場合に限り、使用者の責任において手指消毒に使用してください。
- 3 使用、保管及び取扱い上の注意事項を遵守してください。
- 4 手指消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用し、決して飲用しないでください。
- 5 厚生労働省が、一般家庭における「高濃度エタノール製品」の使用は原則として推奨しない（石鹸による手洗いを推奨する。）としていることに留意してください。
- 6 詰め替えや表示の書き替え等により酒類等として転売等をしないでください。転売等をした場合は、酒税法違反として刑事罰の対象となります。

（酒税法違反の罰則）

- 無免許製造：10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 無免許販売：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金